

お気に入りの法教育授業二題

鈴木 浩

神奈川大学で、教員免許更新講習のプログラムの一つとして「法教育」を取り上げて実施するようになって今年は5年目となる。昨年度より法学研究所の客員研究員という身分を与えられ、これまで「法教育」について、本学教員、弁護士、教師というメンバーで様々な議論してきたところである。

法教育とは、Law Related Education の訳で、日本では2000年代に入って、学校現場に広がってきた教育内容の一つである。学習指導要領にも、その主旨が一部取り入れられ始めている。

ところで、私は、そもそも本職が中学校の社会科教師であり、現在は、人事異動の関係で小学校の副校長をしている。私自身、学部での専攻は日本史であり法律には門外漢である。そういうものとして、これまでたくさんの授業プランを考えてきたのだが、そのうち、私のお気に入りを二つ紹介してみる。

1 量刑を考える

神大の講習でもご一緒している村松剛弁護士とともに作って実践した授業である。村松弁護士に、実際の刑事事件をもとにした事例を作成してもらい、その事例を読んで、中学校三年生が量刑を考えるという授業である。これは、1時間でできる、なかなか優れた授業プランだと思っているのだが、なぜか広まらないのが残念でならない。子どもは、まず個人作業で、事例にマーカーで印をつけながら、量刑を考えるポイントとなる部分を選んでいく。被告に有利な部分、不利な部分と色分けをしている生徒も多い。次にグループで意見をぶつけ合う。最終的に合意形成をして、量刑を考えて、それを黒板に書く。各グループの説明をクラス全体で聞いたあとに、村松弁護士が、判例から考えて、どのくらいの量刑が妥当か、解説するというものである。ちなみに、事

前に何の指導も情報もなしでやらせても、どの班、どのクラスでも、ほぼ常識的な結論が導き出されていたのが印象的であった。



2 忠臣蔵裁判

このプランは、「歴史の授業で法教育を！」という課題を投げられて（半分は自分が企てた）アイデアを提供したのだがボツになったもの。しかし、内心、私はとても気に入っていて、いつか形にしたいと思っている。

ご存知、浅野内匠頭は切腹、吉良上野介はお咎め無しという裁定に、赤穂浪士が私的に吉良に制裁を加え、今度は、その裁定については、武士の体面を重んじた切腹という処断になったというものである。さらに、背後には市民の世論というのが大きく影響した歴史的な事件である。さまざまな要素があつて、前近代の事件・裁判であるけれども、罪と罰について普遍的に考えることのできる好材料かと考えた。

今年も、免許更新講習において、5つの授業プランをアクティビティの形で提供し、講習を受ける教師たちに、実際に体験してもらおう。単に、講習をするだけでなく、それにむけて、メンバー皆で3日間の講習（計18時間）を練り上げた。この5年間に交わされた、多くの議論を、今後は講習をするためだけでなく、「研究」という形で、成果を提示できればと考えているところである。

（法学研究所客員研究員／横浜市立伊勢山小学校副校長）